

1. 報告の内容

4月の教育委員会定例会において「湯沢町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を制定した。

2. 改正が必要な理由

国が、幼児教育の段階的無償化の推進にともない、保育料の根拠法令である「子ども・子育て支援法施行令」を改正（平成29年4月1日施行）したため、町の保育料を定めた条例施行規則の一部を改める必要が生じたもの。

3. 改正の概要

- ① 町民税非課税世帯の第2子無償化
- ② 年収360万円未満相当世帯の保育料軽減拡充

平成29年教育委員会規則第4号

湯沢町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例施行規則の一部を改正する規則

湯沢町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例施行規則（平成27年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項別表備考を次のように改める。

備考

- 1 階層区分の認定に用いる町民税額については、4月から8月までにあつては前年度分とし、9月以降については当該年度分とする。
- 2 利用者負担額の算定における年齢区分は、毎年4月2日を基準日とした児童の満年齢とする。
- 3 表1において、同一世帯に認定子ども以外の小学校3年生までの兄、姉がいる場合、小学校3年生までの範囲で最年長の子どもから順に、2人目を同表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、3人目以降の子どもについては0円とする
- 4 表1において、上記3によらず、児童の属する世帯の住民税所得割額が77,100円以下の世帯では、その世帯が監護する最年長の子どもから順に、2人目を表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、3人目以降の子どもについては0円とする。
- 5 表2において、同一世帯から2人以上の子どもが保育園、認定こども園及び地域型保育事業を利用する場合、利用している最年長の子どもから順に、2人目を同表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、3人目以降の子どもについては0円とする。
- 6 表2において、上記5によらず、児童の属する世帯の住民税所得割額が57,699円以下の世帯では、その世帯が監護する最年長の子どもから順に、2人目を表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、3人目以降の子どもについては0円とする。
- 7 表1において、住民税所得割額が77,100円以下の母子世帯等は、利用する子どもが第1子の場合には、階層区分第2に認定された者は0円、階層区分第3-1、第3-2に認定された者は2,000円を減額した額の2分の1に相当する額とし、それ以外の階層区分は3,000円とする。ただし、当該各階層にお

いて第2子以降は0円とする。

- 8 表2において、住民税所得割額が77,100円以下の母子世帯等は、利用する子どもが第1子の場合は、階層区分第2に認定された者は0円、階層区分第3に認定された者は2,000円を減額した額の2分の1に相当する額、それ以外の階層区分は、2号認定子どもは6,000円とし、3号認定子どもは9,000円とする。ただし、当該各階層において第2子以降は0円とする。
- 9 上記3から8の軽減を受けていない児童で、同一世帯内に小学校に在籍する者がいる児童の場合、認定された階層の利用者負担額を次のとおり軽減する。
 - (1) 児童が、同一世帯内で小学校に在籍する者から数え、第2子目に当たる場合は、認定された階層の利用者負担額を10%軽減する。
 - (2) 児童が、同一世帯内で小学校に在籍する者から数え、第3子目以降に当たる場合は、認定された階層の利用者負担額を20%軽減する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

湯沢町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例施行規則新旧対照表

新	旧
<p>備考</p> <p>1 階層区分の認定に用いる町民税額については、4月から8月までであった場合は前年度分とし、9月以降については当該年度分とする。</p> <p>2 利用者負担額の算定における年齢区分は、毎年4月2日を基準日とした児童の満年齢とする。</p> <p>3 表1において、同一世帯に認定子ども以外の小学校3年生までの兄、姉がいる場合、小学校3年生までの範囲で最年長の子どもから順に、2人目を同表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、3人目以降の子どもについては0円とする。</p> <p>4 表1において、上記3によらず、児童の属する世帯の住民税所得割額が77,100円以下の世帯では、その世帯が監護する最年長の子どもから順に、2人目を表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、3人目以降の子どもについては0円とする。</p> <p>5 表2において、同一世帯から2人以上の子どもが保育園、認定こども園及び地域型保育事業を利用する場合、利用している最年長の子どもから順に、2人目を同表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、3人目以降の子どもについては0円とする。</p> <p>6 表2において、上記5によらず、児童の属する世帯の住民税所得割額が57,699円以下の世帯では、その世帯が監護する最年長の子どもから順に、2人目を表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、3人目以降の子どもについては0円とする。</p> <p>7 表1において、住民税所得割額が77,100円以下の母子世帯等は、利用する子どもが第1子の場合、階層区分第2に認定された者は0円、階層区</p>	<p>備考</p> <p>1 階層区分の認定に用いる町民税額については、4月から8月までであった場合は前年度分とし、9月以降については当該年度分とする。</p> <p>2 利用者負担額の算定における年齢区分は、毎年4月2日を基準日とした児童の満年齢とする。</p> <p>3 表1において、同一世帯に認定子ども以外の小学校3年生までの兄、姉がいる場合、小学校3年生までの範囲で最年長の子どもから順に、2人目を同表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、3人目以降の子どもについては0円とする。</p> <p>4 表1において、上記3によらず、児童の属する世帯の住民税所得割額が77,100円以下の世帯では、その世帯が監護する最年長の子どもから順に、2人目を表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、3人目以降の子どもについては0円とする。</p> <p>5 表2において、同一世帯から2人以上の子どもが保育園、認定こども園及び地域型保育事業を利用する場合、利用している最年長の子どもから順に、2人目を同表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、3人目以降の子どもについては0円とする。</p> <p>6 表2において、上記5によらず、児童の属する世帯の住民税所得割額が57,699円以下の世帯では、その世帯が監護する最年長の子どもから順に、2人目を表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、3人目以降の子どもについては0円とする。</p> <p>7 表1及び表2において、児童の属する世帯が次の各号のいずれかに該当する場合、階層区分第2に認定された者は0円、階層区分第3—1、第3</p>

分第3-1、第3-2に認定された者は2,000円を減額した額の2分の1に相当する額とし、それ以外の階級区分は3,000円とする。ただし、当該各階級において第2子以降は0円とする。

8 表2において、住民税所得割額が77,100円以下の母子世帯等は、利用する子どもが第1子の場合、階級区分第2に認定された者は0円、階級区分第3に認定された者は2,000円を減額した額の2分の1に相当する額、それ以外の階級区分は、2号認定子どもは6,000円とし、3号認定子どもは9,000円とする。ただし、当該各階級において第2子以降は0円とする。

一2及び第三—3に認定された者は2,000円減額とする。

(1) 「母子世帯等」 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項及び第2項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの世帯

(2) 「在宅障害児（者）のいる世帯」 次に掲げる障害児（者）を有する世帯をいう。

1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

2) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発第196号）に定める療育手帳の交付を受けた者

3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) 「その他の世帯」 保護者の申請に基づき生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯

8 表1及び表2において、上記7の軽減を受けた母子世帯等及び住民税所得割額が77,100円以下の母子世帯等は、利用する子どもが第1子の場合、表に掲げる額（上記7の軽減を受けた世帯は軽減後の額）の2分の1に相当する額とし、第2子以降は0円とする。

9 上記3から8の軽減を受けていない児童で、同一世帯内に小学校に在籍する者がいる児童の場合、認定された階層の利用者負担額を次のとおり軽減する。

- (1) 児童が、同一世帯内で小学校に在籍する者から数え、第2子目に当る場合は、認定された階層の利用者負担額を10%軽減する。
- (2) 児童が、同一世帯内で小学校に在籍する者から数え、第3子目以降に当る場合は、認定された階層の利用者負担額を20%軽減する。

9 上記3から8の軽減を受けていない児童で、同一世帯内に小学校に在籍する者がいる児童の場合、認定された階層の利用者負担額を次のとおり軽減する。

- (1) 児童が、同一世帯内で小学校に在籍する者から数え、第2子目に当る場合は、認定された階層の利用者負担額を10%軽減する。
- (2) 児童が、同一世帯内で小学校に在籍する者から数え、第3子目以降に当る場合は、認定された階層の利用者負担額を20%軽減する。

平成29年度における幼児教育の段階的無償化の推進について (案)

＜所要額(公費ベース)＞
 1号:約31億円 ※就園奨励費含む
 2・3号:約37億円

1. 市町村民税非課税世帯の第2子無償化

1号認定子ども:1,500円 2号認定子ども:3,000円 3号認定子ども:4,500円

0円

2. 年収約360万円未満相当世帯の保護者負担軽減

◆ひとり親世帯等の保護者負担の軽減措置を更に拡充する。

※ひとり親世帯等について、第3階層は第2子以降、第2階層は第1子以降は、既に無償。

○1号認定子どもについて

階層区分	平成27年度 保護者負担額(月額)	平成28年度 保護者負担額(月額)
第3階層 市町村民税所得割課税世帯 77,100円以下(年収約360万円未満相当)	第1子 15,100円	7,550円(負担軽減後の半額)

平成29年度(負担軽減の拡充)
保護者負担額(月額)

3,000円

○2・3号認定子どもについて

※下記の保護者負担額は全て3歳以上児の保育標準時間認定の場合

第3階層 市町村民税所得割課税額 48,800円未満(年収約330万円未満相当)	第1子 15,500円	7,750円(負担軽減後の半額)
第4階層の一部 市町村民税所得割課税額 97,000円未満 (年収約360万円未満相当世帯まで)	第1子 27,000円	13,500円(基準額表の半額)

6,000円

6,000円

◆その他の世帯の保護者負担を以下のとおり軽減する。

○1号認定子どもについて

第3階層 市町村民税所得割課税世帯 77,100円以下 (年収約360万円未満相当)	第1子 16,100円	(同左)
	第2子 8,050円	

14,100円

7,050円

平成29年度 湯沢町保育料(利用者負担額)月額 変更箇所抜粋 (1号認定^{3歳以上幼稚園相当})

				H29年度 (下段括弧内がH28年度)							
				1号							
①市町村民税非課税世帯の第2子無償化				国基準				湯沢町			
階層区分				第1子	第2子	ひとり親 第1子	ひとり親 第2子	第1子	第2子	ひとり親 第1子	ひとり親 第2子
2	2	町民税	非課税	3,000	0 (1,500)	0	0	3,000	0 (1,500)	0	0
3	1	町民税	均等割りのみ	14,100 (16,100)	7,050 (8,050)	3,000 (7,550)	0	6,300	3,150	2,150	0
	2	町民税 所得割額	25,000円未満	14,100 (16,100)	7,050 (8,050)	3,000 (7,550)	0	7,700	3,850	2,850	0
	3	町民税 所得割額	25,000円以上48,600円未満	14,100 (16,100)	7,050 (8,050)	3,000 (7,550)	0	9,100	4,550	3,000 (3,550)	0
4	1	町民税 所得割額	48,600円以上60,700円未満	14,100 (16,100)	7,050 (8,050)	3,000 (7,550)	0	10,500	5,250	3,000 (5,250)	0
	2	町民税 所得割額	60,700円以上72,800円未満	14,100 (16,100)	7,050 (8,050)	3,000 (7,550)	0	11,900	5,950	3,000 (5,950)	0
	3	町民税 所得割額	72,800円以上77,101円未満	14,100 (16,100)	7,050 (8,050)	3,000 (7,550)	0	13,300	6,650	3,000 (6,650)	0

*1、2-1、4-4階層以上は変更がないため表記していない。

③町民税77,100円以下(年収約360万円未満相当)世帯の軽減措置追加
第1子 16,100円→14,100円 第2子 8,050円→7,050円

②町民税77,100円以下(年収約360万円未満相当)ひとり親世帯等の軽減措置拡充
第1子 7,550円→3,000円

平成29年度 湯沢町保育料(利用者負担額)月額 変更箇所抜粋 (2号認定3歳以上保育園相当)

①市町村民税非課税世帯の第2子無償化			H29年度 3歳以上 2号標準 (下段括弧内がH28年度)									H29年度 3歳以上 2号短時間 (下段括弧内がH28年度)								
			国基準			湯沢町			国基準			湯沢町								
			第1子	第2子	ひとり親 第1子	ひとり親 第2子	第1子	第2子	ひとり親 第1子	ひとり親 第2子	第1子	第2子	ひとり親 第1子	ひとり親 第2子	第1子	第2子	ひとり親 第1子	ひとり親 第2子		
2	2	町民税 非課税	6,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
			(3,000)	0	0	5,000	(2,500)	0	0	6,000	(3,000)	0	0	5,000	(2,500)	0	0			
1	1	町民税 均等割りのみ	16,500	8,250	0	0	9,000	4,500	3,900	0	16,300	8,150	0	8,800	4,400	3,400	0			
			(7,250)	0	11,000	5,500	4,500	0	16,300	8,150	(7,650)	0	10,800	5,400	4,400	0	0			
3	2	町民税 所得割額 25,000円未満	16,500	8,250	0	0	11,000	5,500	4,500	0	16,300	8,150	0	10,800	5,400	4,400	0			
			(7,250)	0	13,000	6,500	5,500	0	16,300	8,150	(7,650)	0	12,800	6,400	5,400	0	0			
3	3	町民税 所得割額 25,000円以上48,600円未満	16,500	8,250	0	0	13,000	6,500	5,500	0	16,300	8,150	0	12,800	6,400	5,400	0			
			(7,250)	0	15,000	7,500	6,000	0	26,600	13,300	(13,300)	0	14,700	7,350	6,000	0	0			
4	1	町民税 所得割額 48,600円以上57,700円未満	27,000	13,500	0	0	15,000	7,500	6,000	0	26,600	13,300	0	14,700	7,350	6,000	0			
			(13,500)	0	15,000	15,000	6,000	0	26,600	13,300	(13,300)	0	14,700	14,700	(7,250)	0	0			
4	2	町民税 所得割額 57,700円以上60,700円未満	27,000	27,000	0	0	17,000	17,000	6,000	0	26,600	26,600	0	16,700	16,700	6,000	0			
			(13,500)	0	17,000	17,000	6,000	0	26,600	26,600	(13,300)	0	16,700	16,700	(8,250)	0	0			
3	3	町民税 所得割額 72,800円以上77,100円未満	27,000	27,000	0	0	19,000	19,000	6,000	0	26,600	26,600	0	16,700	16,700	6,000	0			
			(13,500)	0	19,000	19,000	(8,250)	0	26,600	26,600	(13,300)	0	16,700	16,700	(11,200)	0	0			

* 1, 2-1, 4-4階層以上は変更がないため表記していない。

②町民税48,600円未満(年収約330万円未満相当)ひとり親世帯等 7,250円→6,000円
町民税77,101円未満(年収約360万円未満相当)ひとり親世帯等 13,500円→6,000円

平成29年度 湯沢町保育料(利用者負担額)月額 変更箇所抜粋 (3号認定3歳未満保育園相当)

①市町村民税非課税世帯の第2子無償化			H29年度 3歳未満 3号標準 (下段括弧内がH28年度)									H29年度 3歳未満 3号短時間 (下段括弧内がH28年度)								
			国基準			湯沢町			国基準			湯沢町								
			第1子	第2子	ひとり親 第1子	ひとり親 第2子	第1子	第2子	ひとり親 第1子	ひとり親 第2子	第1子	第2子	ひとり親 第1子	ひとり親 第2子	第1子	第2子	ひとり親 第1子	ひとり親 第2子		
2	2	町民税 非課税	9,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
			(4,500)	0	0	6,000	(3,000)	0	0	9,000	(4,500)	0	0	6,000	(3,000)	0	0			
1	1	町民税 均等割りのみ	19,500	9,750	0	0	10,000	5,000	4,000	0	19,300	9,650	0	9,800	4,900	3,900	0			
			(9,250)	0	12,000	6,000	5,000	0	19,300	9,650	(9,150)	0	11,800	5,900	4,900	0	0			
3	2	町民税 所得割額 25,000円未満	19,500	9,750	0	0	15,000	7,500	6,500	0	19,300	9,650	0	14,700	7,350	6,350	0			
			(9,250)	0	18,000	9,000	9,000	0	29,600	14,800	(14,800)	0	17,700	8,850	8,850	0	0			
3	3	町民税 所得割額 25,000円以上48,600円未満	19,500	9,750	0	0	15,000	7,500	6,500	0	19,300	9,650	0	14,700	7,350	6,350	0			
			(9,250)	0	18,000	9,000	9,000	0	29,600	14,800	(14,800)	0	17,700	8,850	8,850	0	0			
4	1	町民税 所得割額 48,600円以上57,700円未満	30,000	15,000	0	0	18,000	9,000	9,000	0	29,600	14,800	0	17,700	8,850	8,850	0			
			(15,000)	0	18,000	18,000	9,000	0	29,600	14,800	(14,800)	0	17,700	17,700	8,850	0	0			
4	2	町民税 所得割額 57,700円以上60,700円未満	30,000	30,000	0	0	20,000	20,000	9,000	0	29,600	29,600	0	19,700	19,700	9,000	0			
			(15,000)	0	20,000	20,000	9,000	0	29,600	29,600	(14,800)	0	19,700	19,700	(9,850)	0	0			
3	3	町民税 所得割額 72,800円以上77,100円未満	30,000	30,000	0	0	23,000	23,000	9,000	0	29,600	29,600	0	22,600	22,600	9,000	0			
			(15,000)	0	23,000	23,000	(11,200)	0	29,600	29,600	(14,800)	0	22,600	22,600	(11,200)	0	0			

* 1, 2-1, 4-4階層以上は変更がないため表記していない。

②町民税48,600円未満(年収約330万円未満相当)ひとり親世帯等 9,250円→9,000円
町民税77,101円未満(年収約360万円未満相当)ひとり親世帯等 15,000円→9,000円

平成29年度 湯沢町保育料(利用者負担)月額表 1号認定

階層区分		H29年度 3歳以上 1号						
		湯沢町				国基準		
		利用者負担	備考4～6の軽減措置後の額(第2子まで)			利用者負担	備考4～6の軽減措置後の額(第2子まで)	
第2子	母子世帯等第1子		母子世帯等第2子	第2子	母子世帯等第1子		母子世帯等第2子	
1	生活保護	0	0	0	0	0	0	0
2	1 町民税 非課税 母子・父子・障害	0	0	0	0	0	0	0
2	2 上記以外	3,000	0	0	0	3,000	0	0
3	1 町民税 均等割りのみ	6,300	3,150	2,150	0	14,100	7,050	3,000
3	2 町民税 所得割額 25,000円未満	7,700	3,850	2,850	0	14,100	7,050	3,000
3	3 町民税 所得割額 25,000円以上46,600円未満	9,100	4,550	3,000	0	14,100	7,050	3,000
4	1 町民税 所得割額 46,600円以上60,700円未満	10,500	5,250	3,000	0	14,100	7,050	3,000
4	2 町民税 所得割額 60,700円以上72,800円未満	11,900	5,950	3,000	0	14,100	7,050	3,000
4	3 町民税 所得割額 72,800円以上77,101円未満	13,300	6,650	3,000	0	14,100	7,050	3,000
4	3 町民税 所得割額 77,101円以上84,901円未満	13,300	13,300	13,300	13,300	20,500	20,500	20,500
4	4 町民税 所得割額 84,900円以上97,000円未満	14,700	14,700	14,700	14,700	20,500	20,500	20,500
5	1 町民税 所得割額 97,000円以上121,000円未満	16,800	16,800	16,800	16,800	20,500	20,500	20,500
5	2 町民税 所得割額 121,000円以上145,000円未満	18,200	18,200	18,200	18,200	20,500	20,500	20,500
5	3 町民税 所得割額 145,000円以上169,000円未満	19,600	19,600	19,600	19,600	20,500	20,500	20,500
6	1 町民税 所得割額 169,000円以上235,000円未満	20,300	20,300	20,300	20,300	20,500 25,700	20,500 25,701	20,500 25,702
6	2 町民税 所得割額 235,000円以上301,000円未満	21,000	21,000	21,000	21,000	25,700	25,700	25,700
7	町民税 所得割額 301,000円以上397,000円未満	21,700	21,700	21,700	21,700	25,700	25,700	25,700
8	町民税 所得割額 397,000円以上	23,100	23,100	23,100	23,100	25,700	25,700	25,700

備考

- 1 階層区分の認定に用いる町民税額は、4月から8月までにあつては前年度分とし、9月以降については当該年度分とする。
- 2 利用者負担額の算定における年齢区分は、毎年4月2日を基準日とした児童の満年齢とする。
- 3 同一世帯に認定子ども以外の小学校3年生までの兄、姉がいる場合小学校3年生までの範囲で最年長の子どもから順に、2人目を表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、3人目以降の子どもについては0円とする。
- 4 上記3によらず、児童の属する世帯の住民税所得割額が77,100円以下の世帯において、その世帯が監護する最年長の子どもから順に、2人目を表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、3人目以降の子どもについては0円とする。
- 5 住民税所得割額が77,100円以下の母子世帯等は、階層区分第2に認定された者は0円、階層区分第3-1、3-2に認定された者は2,000円を減額した額の2分の1の額、それ以外の階層区分は3,000円とする。ただし、当該各階層において第2子以降は0円とする。
- 6 上記3から5によらず、児童の属する世帯が町民税非課税世帯の場合には、その世帯が監護する2人目以降の子どもについては0円とする。
- 7 上記3から6の軽減を受けていない児童で、同一世帯内に小学校に在籍する者がいる児童の場合、認定された階層の利用者負担額を次のとおり軽減する。
(1) 児童が、同一世帯内で小学校に在籍する者から数え、第2子目当たる場合は、認定された階層の利用者負担額を10%軽減する。
(2) 児童が、同一世帯内で小学校に在籍する者から数え、第3子目以降に当たる場合は、認定された階層の利用者負担額を額を20%軽減する。
*「母子世帯等」とは、ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯

※下線部分が、国基準の改正(子ども・子育て支援法施行令)により、平成29年度新たに追加された軽減措置です。
※表中「第1子」、「第2子」は、入所にかかわらず、その世帯で監護する最年長の子どもから数えた順を意味します。

湯沢町としては、えまようサマのつた。10人ていど

平成29年度 潮沢町保育料(利用者負担)月額表 2号認定

階層区分	H29年度 3歳以上 2号標準										H29年度 3歳以上 2号短時間																		
	利用者負担	保育料				利用者負担	保育料				利用者負担	保育料				利用者負担	保育料												
		標準	保育料	標準	保育料		標準	保育料	標準	保育料		標準	保育料	標準	保育料		標準	保育料											
1	生活保護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
2	母子・父子・障害 児童福祉課 生活支援課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3	1 市民課 町有野山内	5,000	0	0	0	4,000	0	0	0	5,000	0	0	0	4,000	0	0	0	5,000	0	0	0	4,000	0	0	0	5,000	0	0	
3	2 市民課 非課税 20,000円未満	6,000	4,500	3,000	0	10,500	9,250	6,000	0	9,000	4,400	3,000	0	10,500	9,250	6,000	0	9,000	4,400	3,000	0	10,500	9,250	6,000	0	9,000	4,400	3,000	
3	3 市民課 非課税 20,000円以上40,000円未満	7,000	5,500	4,000	0	11,500	10,250	6,000	0	10,000	5,400	4,000	0	11,500	10,250	6,000	0	10,000	5,400	4,000	0	11,500	10,250	6,000	0	10,000	5,400	4,000	0
4	1 市民課 非課税 40,000円以上60,000円未満	8,000	6,500	5,000	0	12,500	11,250	6,000	0	11,000	7,200	6,000	0	12,500	11,250	6,000	0	11,000	7,200	6,000	0	12,500	11,250	6,000	0	11,000	7,200	6,000	0
4	2 市民課 非課税 60,000円以上80,000円未満	9,000	7,500	6,000	0	13,500	12,250	6,000	0	12,000	8,200	7,000	0	13,500	12,250	6,000	0	12,000	8,200	7,000	0	13,500	12,250	6,000	0	12,000	8,200	7,000	0
4	3 市民課 非課税 80,000円以上100,000円未満	10,000	8,500	7,000	0	14,500	13,250	6,000	0	13,000	9,200	8,000	0	14,500	13,250	6,000	0	13,000	9,200	8,000	0	14,500	13,250	6,000	0	13,000	9,200	8,000	0
4	4 市民課 非課税 100,000円以上120,000円未満	11,000	9,500	8,000	0	15,500	14,250	6,000	0	14,000	10,200	9,000	0	15,500	14,250	6,000	0	14,000	10,200	9,000	0	15,500	14,250	6,000	0	14,000	10,200	9,000	0
4	5 市民課 非課税 120,000円以上140,000円未満	12,000	10,500	9,000	0	16,500	15,250	6,000	0	15,000	11,200	10,000	0	16,500	15,250	6,000	0	15,000	11,200	10,000	0	16,500	15,250	6,000	0	15,000	11,200	10,000	0
4	6 市民課 非課税 140,000円以上160,000円未満	13,000	11,500	10,000	0	17,500	16,250	6,000	0	16,000	12,200	11,000	0	17,500	16,250	6,000	0	16,000	12,200	11,000	0	17,500	16,250	6,000	0	16,000	12,200	11,000	0
4	7 市民課 非課税 160,000円以上180,000円未満	14,000	12,500	11,000	0	18,500	17,250	6,000	0	17,000	13,200	12,000	0	18,500	17,250	6,000	0	17,000	13,200	12,000	0	18,500	17,250	6,000	0	17,000	13,200	12,000	0
4	8 市民課 非課税 180,000円以上	15,000	13,500	12,000	0	19,500	18,250	6,000	0	18,000	14,200	13,000	0	19,500	18,250	6,000	0	18,000	14,200	13,000	0	19,500	18,250	6,000	0	18,000	14,200	13,000	0

備考

- 1 標準額外の認定に用いる町受保護は、4月から8月までにおいて前年度より、6月以降については当該年度とする。
 2 利用者負担額の算定における年齢は、算定日の児童誕生日となる年度の誕生日とする。
 3 同一世帯中の2人以上の子どもが利用する場合は、最も収入が高くなる子どもから順に、3人目以降の子どもについては0円とする。
 4 上記2より、児童の属する世帯の所得が特別21,000円以下の場合は、その世帯が属する最長の子どもの年齢の2分の1に相当する額とし、3人目以降の子どもについては0円とする。
 5 扶養手当が額面27,000円以下の場合は、児童が属する世帯の収入が特別21,000円未満、標準区分額に相当またはそれを超える場合は2,000円を減額し、最長の子どもについては0円とする。それ以上の世帯区分は2,000円とする。ただし、最高所得額が100万円未満の場合は2,000円とする。
 6 上記2と4より、児童の属する世帯の収入が特別21,000円未満、その世帯が属する最長の子どもの年齢の2分の1を超える場合は、認定額に属する子どもの年齢の2分の1に相当する額とする。
 7 上記2と5より、児童の属する世帯の収入が特別21,000円未満、認定額に属する子どもの年齢の2分の1を超える場合は、認定額に属する子どもの年齢の2分の1に相当する額とする。
 (1) 児童が、同一世帯内で小学校に在籍する者から優先し、親2人が共に利用する場合、認定額より超過する利用料は利用者負担額の20%を削減する。
 (2) 児童が、同一世帯内で小学校に在籍する者から優先し、親2人が共に利用する場合、認定額より超過する利用料は利用者負担額の50%を削減する。
 ※1号標準等とは、子ども課税課、在宅課税課の子ども課税課

※下記欄外は、標準額の変更(子ども子育て支援法施行令)により、平成29年度新たに追加された軽減措置であり、最長(7歳)と、7歳(12、13歳)のみならず、その世帯が属する最長の子どもの年齢を加えた月額を算定します。

平成29年度 湯沢町保育料(利用者負担)月額表 3号認定

階層区分	H29年度 3歳未満 3号標準										H29年度 3歳未満 3号短時間												
	湯沢町					飯沼集					湯沢町					飯沼集							
	利用者負担	標準4-10の幼児保育料(標準)第2号以下				利用者負担	標準4-10の幼児保育料(標準)第2号以下				利用者負担	標準4-10の幼児保育料(標準)第2号以下				利用者負担	標準4-10の幼児保育料(標準)第2号以下						
	第1号	第2号	第3号	第4号	第1号	第2号	第3号	第4号		第1号	第2号	第3号	第4号	第1号	第2号	第3号	第4号	第1号	第2号	第3号	第4号		
1 保育保護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2 1 町立幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2 2 上記以外	8,000	0	0	0	8,000	0	0	0	8,000	0	0	0	0	8,000	0	0	0	8,000	0	0	0	0	
3 1 町立幼稚園	19,000	4,000	4,000	0	19,000	8,700	8,700	0	19,000	4,000	4,000	0	19,000	8,700	8,700	0	19,000	4,000	4,000	0	19,000	8,700	8,700
3 2 町立幼稚園	15,000	0	0	0	15,000	0	0	0	15,000	0	0	0	0	15,000	0	0	0	15,000	0	0	0	0	
3 3 町立幼稚園	15,000	7,500	8,500	0	15,000	8,700	8,700	0	15,000	7,500	8,500	0	15,000	8,700	8,700	0	15,000	7,500	8,500	0	15,000	8,700	8,700
4 1 町立幼稚園	19,000	9,000	9,000	0	38,000	18,000	18,000	0	17,700	8,800	8,800	0	28,800	14,000	14,000	0	28,800	14,000	14,000	0	28,800	14,000	14,000
4 2 町立幼稚園	19,000	10,000	9,000	0	38,000	20,000	18,000	0	17,700	17,700	8,800	0	28,800	28,800	14,000	0	28,800	28,800	14,000	0	28,800	14,000	14,000
4 3 町立幼稚園	20,000	20,000	9,000	0	39,000	30,000	18,000	0	19,700	19,700	9,000	0	29,800	29,800	14,000	0	29,800	29,800	14,000	0	29,800	14,000	14,000
4 4 町立幼稚園	23,000	23,000	9,000	0	45,000	36,000	18,000	0	22,800	22,800	9,000	0	33,800	33,800	14,000	0	33,800	33,800	14,000	0	33,800	14,000	14,000
4 5 町立幼稚園	23,000	23,000	23,000	23,000	30,000	30,000	30,000	30,000	22,800	22,800	22,800	22,800	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000	
4 6 町立幼稚園	29,000	29,000	29,000	29,000	36,000	36,000	36,000	36,000	28,800	28,800	28,800	28,800	34,000	34,000	34,000	34,000	34,000	34,000	34,000	34,000	34,000	34,000	
5 1 町立幼稚園	30,000	30,000	30,000	30,000	44,000	44,000	44,000	44,000	29,800	29,800	29,800	29,800	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	
5 2 町立幼稚園	30,000	30,000	30,000	30,000	44,000	44,000	44,000	44,000	27,800	27,800	27,800	27,800	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	
5 3 町立幼稚園	40,000	40,000	40,000	40,000	61,000	61,000	61,000	61,000	41,200	41,200	41,200	41,200	46,000	46,000	46,000	46,000	46,000	46,000	46,000	46,000	46,000	46,000	
5 4 町立幼稚園	46,000	46,000	46,000	46,000	81,000	81,000	81,000	81,000	47,200	47,200	47,200	47,200	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000	
5 5 町立幼稚園	46,000	46,000	46,000	46,000	80,000	80,000	80,000	80,000	46,200	46,200	46,200	46,200	51,000	51,000	51,000	51,000	51,000	51,000	51,000	51,000	51,000	51,000	
5 6 町立幼稚園	50,000	50,000	50,000	50,000	84,000	84,000	84,000	84,000	51,200	51,200	51,200	51,200	56,000	56,000	56,000	56,000	56,000	56,000	56,000	56,000	56,000	56,000	

1 階層区分の認定に関し、町立幼稚園は、4月～6月まであっては前年度分とし、6月以降については当該年度分とする。
 2 町立幼稚園の認定における年齢区分は、毎年4月7日現在年齢とし、児童の学年齢とする。
 3 同一家庭が3人以上の子供を同時に保育する場合は、対象としている児童の平均年齢に、3人目を算入し、算入する児童の数の2分の1に相当する額とし、3人目以降の子供については2割とする。
 4 上記に示す、児童の算入する年齢が18歳未満の小学校以下の子供である。その年齢が算入する最高年齢の子供もまた同様とし、3人目を算入し、算入する児童の数の2分の1に相当する額とし、3人目以降の子供については2割とする。
 5 児童が、同一家庭内で小学校以下の子供を複数人、保育区分別に認定された場合は、保育区分別に認定された児童10名以上を減額した額の2分の1の額、それ以上の児童区分は8,000円とする。ただし、当該児童数に上記の子供を算入しないとする。
 6 上記に示すように、児童の算入する年齢が幼児保育制度適用の場合には、その児童が算入する2人目以降の子供については2割とする。
 7 上記に示すの軽減率を適用し、同一家庭内の小学校以下の子供を算入する児童の数の2分の1に相当する額とし、認定された児童の幼児保育制度適用の次のとおり軽減する。
 (1) 児童が、同一家庭内で小学校に在籍する者から数え、第2号に当たる場合は、認定された児童の利用者負担額を10%軽減する。
 (2) 児童が、同一家庭内で小学校に在籍する者から数え、第3号に当たる場合は、認定された児童の利用者負担額を10%軽減する。
 *「高学年児童」とは、ひとり親世帯、在宅育児世帯の11歳児童

※下段緑色分は、課標準の認定「子ども」すべてを適用した場合により、平成29年度初めに追加された軽減措置です。
 ※赤色「第1号」、「第2号」は、人員にかかわらず、その世帯で算入する最も年齢の子供もから数入した額を意味します。